

江別市行政審議会 部会の設置について（案）

1 目的

新しい江別市総合計画の審議にあたって、「えべつ未来戦略」を中心に議論を深めるため、江別市行政審議会条例第6条に基づき部会を設置し、部会ごとに所管する戦略について専門的に審議することを目的とします。

2 概要

- (1) 3部会を設置します。
- (2) 部会長は学識者とします。
- (3) 1つの部会につき委員は5～6名とし、各委員いずれか1つの部会に所属していただきます。

3 構成

各部会が所管する戦略は、骨子（たたき台）の戦略の4本の柱立てをもとに、次のように想定しています。

第1部会：「1 ともにつくる協働のまちづくり」

第2部会：「2 えべつの将来を創る産業活性化」

第3部会：「3 次世代に向けた住みよいえべつづくり」

戦略のうち「4 えべつの魅力発信シティプロモート」については、他の戦略の内容と重なることから、各部会の議論の中で関連する部分について審議していただきます。

4 開催

部会ごとに日程を調整して開催しますが、必要に応じて関係する他の部会と合同で開催することができます。また、部会長は必要に応じて会議に関係者（市役所の担当職員等）の出席を求めることができます。

5 スケジュール

部会ごとに4月～7月までの間に月1～2回程度、計4回程度開催を予定しています。なお、節目ごとに全体会議を開催して各部会の議論を共有します。

最後に、8月を目途に全体会議を開催し、部会ごとの審議結果を全体で議論して、本審議会としての答申をまとめます。

【参考】 江別市行政審議会条例（抜粋）

（専門部会）

第6条 審議会の決定により専門部会を置くことができる。